（地方自治法施行令の一部改正）

第二十七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の項中「第六十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

医療法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十四号

医療法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十五号

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「を適用するについて」を「の規定を適用する場合において」に、「の字句で、同表中欄に掲げるもの」を「同表の中欄に掲げる字句」に、「同表下欄の字句と読み替えるもの」を「同表の下欄に掲げる字句」に改め、同条の表を次のように改める。

第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項	開設者	ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
第十八条ただし書	管理者	ただし、病院又は診療所の管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。この場合においては、当該病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所所在地の都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）にその旨を通知しなければならない。
第二十三条の二	その開設者	主務大臣
	その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる	その人員の増員を申し出、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を申し出る
第二十四条第一項	その開設者	主務大臣
	使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずる	使用の制限若しくは停止を申し出、又は期限を定めて、その修繕若しくは改築を申し出る
第二十四条第二項	その開設者	主務大臣
	命ずる	申し出る
第二十四条の二第一項	当該病院、診療所又は助産所の開設者	主務大臣
	命ずる	申し出る
第二十四条の二第二項	前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者の停止を命ずる	都道府県知事は、前項の申出のほか、主務大臣を停止すべきことを申し出る
第二十五条第一項から第三項まで	開設者若しくは管理者	管理者
第二十五条第四項	開設者又は管理者	管理者
第二十八条	その開設者	主務大臣
	命ずる	申し出る
第二十九条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号	開設者	管理者

第三条に次の一項を加える。

4　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十四条に規定する防衛医科大学校に設けられた病院については、法第十条の二第二項の規定は、適用しない。

第三条の二の見出し中「広告する」を「広告をする」に改める。

第四条の四中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加え、同条第二号中「又は」を「若しくは」に、「命じた」を「命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させた」に改める。